

写

25 消安第 5954 号  
平成 26 年 3 月 28 日

各農政局消費・安全部長  
北海道農政事務所消費・安全部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 宛

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について

今般、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 消安第 5778 号・環水大土発第 1403283 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）が発出され、これにより、新たに特定農薬の検討対象としない資材が示された。このうち、別表 1 に掲げる資材については、今後、使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用する場合であっても取締りの対象とするので、貴職におかれては、貴局管内の都道府県に対して、その周知及び指導の徹底をお願いする。